

堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

堺市国民健康保険条例施行規則（昭和35年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「場合」を「場合等」に改め、同条第1号中「納期」の次に「（以下「第1納期」という。）」を加え、同条第2号ア中「最初の期別保険料の納期（以下「第1納期」という。）」を「第1納期」に改める。

附則第5項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

様式目次中「8及び17」を「8」に改める。

様式第11号（甲）から様式第11号の2（乙）までの規定中「第17条関係」を「第17条、第17条の2関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。